

新 温 泉 町

資料編

資料1	用語の解説	110
資料2	新温泉町総合計画審議会条例	116
資料3	諮問書	118
資料4	答申書	119
資料5	新温泉町総合計画審議会委員名簿	120
資料6	新温泉町総合計画策定本部設置要綱	121
資料7	策定の経過	123
資料8	SDGs (持続可能な開発目標) について	124

資料編

資料1 用語の解説

50 音順

用 語	用語の解説
あ 行	
空き家バンク制度	空き家物件の把握・登録とともに、希望者に対して賃貸や購入が可能な空き家を紹介する制度。
暗号資産（仮想通貨）	インターネット上でやりとりできる電子データ資産であり、法定通貨と相互に交換できる。
エコ・コンパクトタウン構想	自然環境や地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用に関する指針。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる性質の大気中のガス。
か 行	
かかりつけ医	体調の管理や病気の治療・予防など、自分や家族の健康に関して、日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる身近な医師。
関係人口	移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」ではなく、地域や地域の人々と多様に関わる人。
観光プロモーション	観光についての促進活動や売り込み。
麒麟のまち圏域	古くから歴史や文化、生活圏を共有してきた、兵庫県北但西部（兵庫県新温泉町・香美町）と因幡（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町）で構成される圏域。
グループホーム	知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者などが、専門スタッフの支援のもと、集団で暮らす家のこと。
ケアハウス	家庭での生活が困難な60歳以上の高齢者が、低料金で食事や洗濯などの介護サービスを受けられる施設。
ケーブルテレビ	電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビジョン放送などを送信するシステム、又はサービス。同時に、テレビジョン放送だけでなく、インターネット接続などのサービスを行う。
高次医療機関	高度な医療技術を必要とする疾患・患者に対応することができる病院。
公衆無線 LAN	無線通信を利用し、特定の区域にいる不特定の人に、インターネットへの接続を提供するサービス。
交流人口	その地域に訪れる人、又は交流する人のこと。観光や交流、商用などで訪問する人。
国民保養温泉地	温泉の公共的利用増進のため、温泉利用の効果が十分期待され、かつ、健全な保養地として活用される温泉地を「温泉法」に基づき、環境大臣が指定するもの。
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障と人口問題の政策研究を行う、厚生労働省に設置された国立の研究機関。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期における総合的な相談窓口であり、子どもと保護者に対する切れ目のない支援を行う拠点。
コミュニティ	地域社会、共同体、共同生活体のこと。共通の目的や問題意識を持ち、相互の情報交換や情報共有を通して、共同で目的の実現を推進する人の集まり。
コミュニティ・スクール	学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組み。

用 語	用語の解説
さ 行	
災害ボランティアコーディネーター	災害時に被災地などに設置される災害ボランティアセンターや生活拠点などで、被災者の要望を聴き取り、必要としているニーズを掘り起こし、ボランティア活動希望者に伝え、被災者支援の活動に結びつける役割を果たす者。
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギー。
サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。
自助・共助・公助	「自助」は自分で自分を助けること。「共助」は家族、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。「公助」は行政による救助・支援のこと。
実質公債費比率	町の実質的な借金の返済額が、町が自由に使える財源の標準的な規模に占める割合。18%以上の団体は、新たな借金をするために国や県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。
ジビエ	フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと。近年では農作物被害対策として狩猟された鳥獣肉を有効に活用する取組が広がっている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、製品や廃棄物の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。
将来負担比率	町が将来的に負担すべき実質的な負債額が、町が自由に使える財源の標準的な規模に占める割合。
情報セキュリティ	コンピュータで使われている情報（データ）やコンピュータ間で通信される情報を守ること。
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
水源かん養	森林に降った雨水を貯留し、水を浄化し、河川へ流れ込む水の量を安定させることで、洪水や渇水を防止する森林の機能。
水道有収率	配水する水量と料金として収入のあった水量との比率。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。
スポーツツーリズム	スポーツを「観る（観戦）」、「する（楽しむ）」だけではなく、周辺の観光や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した、新しい旅の魅力を創出するもの。
スマート農業	ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群の総称。高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前は成人病と呼ばれていた疾患群。
性的マイノリティ (LGBT)	性のあり方が少数派であること。Lはレズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、Gはゲイ（Gay：男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、Tはトランスジェンダー（Transgender：身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感をもつ人）。これにQのクエスチョニング（Questioning：性的指向や性自認が定まっていない人）を加え、LGBTQと表記されることもある。

用 語	用語の解説
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
世界農業遺産	世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。
た 行	
脱炭素社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内に削減し、実質的な排出量をゼロにすることを目指す社会。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の保健・医療・福祉に関わる各機関や住民などが連携し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などを一体的に提供する仕組み。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護だけでなく保健・医療・福祉などのさまざまな分野から総合的に高齢者やその家族を支えるため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネージャーなどの専門スタッフが総合相談や権利擁護、介護予防などの支援を行う機関。
地産地消	「地域生産、地域消費」の略。地域で生産された農林畜水産物などをその地域で消費すること。
中山間地域	平野の外縁部から山間地のことを指し、平坦な耕地が少なく人口の密集も少ない山間部の農村地域。日本の農林統計における地域区分の1つ。
定住自立圏	地方圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域。定住自立圏の形成にあたっては、医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となり、圏域全体において中心的な役割を担うことを想定。
電子マネー	現金を電子データ化し、電子データのやりとりで決済を行う決済サービス。
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	急傾斜地の崩壊などの土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。
トライやる・ウィーク	兵庫県が、平成7年の阪神・淡路大震災などを機に、職場体験などを通じて社会の一員としての自覚を高め、自分なりの生き方を見つけられるよう支援するという趣旨から、県内の中学2年生を対象として、平成10年度から実施している職場体験。
な 行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
日本農業遺産	重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度。
入浴指導員	一般財団法人日本健康開発財団が実施する講習を受講して資格を取得し、温泉を利用した健康増進プログラムの指導等を行う人。

用 語	用語の解説
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備える施設として都道府県知事の認定を受けた施設。
認定農業者	農業の経営改善に取り組もうとする農業者で、自らが作成した農業経営改善計画が市町村に認定された農業者。認定を受けると、金融措置や税制措置の支援が受けられる。
農地中間管理機構	農用地等を貸したい農家（出し手）から農用地を預かり、農用地を集積・集約化し、担い手農家（受け手）へ貸し付ける事業を進めるための組織。
は 行	
バリアフリー	子ども、高齢者、障がいのある人などが社会生活をしていくうえでの障壁を取り除くこと。段差などの物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁などの除去を含む。
ビッグデータ	既存の一般的な技術では管理することが困難なさまざまな種類や形式の大量のデータ群。
避難行動要支援者	災害時に、自分や家族の力だけでは安全な場所への避難が困難で、まわりの人の手助けや特別な配慮が必要な人のこと。
ふるさと納税	任意の地方自治体に寄附ができる制度。寄附の使い道を指定できることから地域づくりに貢献できるほか、寄附に対する返礼品等により、地域の魅力を知ることができ、寄附額に応じて税金が控除される。
ブロードバンド	高速な通信回線の普及によって実現されたコンピュータネットワークと、そのうえで提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。
ま 行	
マイナンバー制度	複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に1人1つの12桁の番号を割り当てる制度。
マスコミ	不特定多数の人々に、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどを通して大量の情報を伝達する役割を担う企業の一般的な総称。
まち・ひと・しごと創生本部	人口急減・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域が持続的な社会を創生することを目指して内閣に設立された組織。
森のステーション美方	森林整備と地域活性化を目指し、兵庫県香美町と新温泉町で進めている伐採木材等を活用するプロジェクト。
や 行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍や個人の能力などにかかわらず、誰もが利用することができるように、製品、施設、生活環境、都市をデザインすること。
ら 行	
ライフサイクルコスト	公共施設等の建設だけでなく、維持管理、運営、改修、更新、廃棄までの事業全体にわたって必要な総費用のこと。
ライフスタイル	生活の様式・仕方。また、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方。
ライフライン	日常生活に不可欠な電気、ガス、上下水道などの諸設備。
リモートワーク	パソコンやスマートフォン、タブレットなどの情報通信機器を活用して、オフィスから離れた場所で仕事を行うこと。

用 語	用語の解説
連携中枢都市圏	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢化においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する圏域。
ローリング方式	計画と現状との間に発生するズレを解消するため、変化する社会・経済情勢に対応し、定期的に計画や事業の見直しなどを行う方式。
ロゴ	企業名や製品名、ブランド名などを示す文字を装飾的にデザインしたもの（ロゴタイプ）。それにマークを組み合わせたものがロゴマーク。
わ 行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動などのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。
ワーケーション	仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。



用 語	用語の解説
AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
GIGA スクール	児童生徒1人1台の端末と、高速・大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。「IT (Information Technology)」（情報技術）にコミュニケーションを加えた表現。
IoT	Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」とも呼ばれ、今までインターネットにつながっていなかったモノが、インターネット経由で通信することにより、遠隔制御などができる仕組み。
NPO	Non Profit Organization の略。営利を目的とせず、住民が主体となって公益的な活動を行う民間団体の総称。
PTCA	保護者 (Parent)、教職員 (Teacher)、地域 (Community) が一体となって子どもの健全な成長と教育の振興を図るとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とした組織。
SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、2030（令和12）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標。
SNS	Social Networking Service の略。Facebook やツイッター、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。
UIJ ターン	Uターン：出身地から進学や就職などのために地域外へ出た後、出身地に戻ることを。 Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。 Jターン：出身地から進学や就職などのために地域外へ出た後、出身地の近隣地域に戻ることを。



資料2 新温泉町総合計画審議会条例

新温泉町総合計画審議会条例

平成17年10月 1 日条例第11号
改正 平成18年 3 月28日条例第 7 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新温泉町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、新温泉町総合計画の策定に関する事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 公共的団体の役員又は職員
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募による者

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が完了したときに終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 諮問書

諮 問 書

諮問第 1 号

令和3年7月2日

新温泉町総合計画審議会 会長 様

新温泉町長 西 村 銀 三

第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）について（諮問）

本町では、総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、平成28年12月に、平成29年度からの新たなまちづくりの総合的指針となる第2次新温泉町総合計画を策定し、その取組を推進しています。

そうした中、第2次新温泉町総合計画の前期基本計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、今年度中に、令和4年度を始期とする後期基本計画を策定することとしています。

つきましては、後期基本計画を策定するにあたり、広範な意見をもとに審議していただきたく、新温泉町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

令和3年12月2日

新温泉町長 西村 銀三 様

新温泉町総合計画審議会
会長 大江 保 廣

第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和3年7月2日付け諮問第1号で諮問のあった第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）については、本審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、広く住民に計画を周知するとともに、審議会での意見等を十分に踏まえ、住民ニーズや時代の変化に的確に対応しながら、まちの将来像「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 ーふるさとの未来へ“つなぐ”まちづくりー」の実現に向けて、着実に取り組まれるよう要望いたします。

資料5 新温泉町総合計画審議会委員名簿

新温泉町総合計画審議会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	大 江 保 廣	新温泉町自治連合会
副会長	谷 田 一 富	新温泉町商工会
委 員	朝 野 泰 昌	新温泉町観光振興協議会
委 員	井 上 徹	たじま農業協同組合
委 員	熊 本 直 和	浜坂漁業協同組合
委 員	倉 内 晋	新温泉町社会福祉協議会
委 員	小 谷 正 美	新温泉町農業委員会
委 員	谷 口 善 子	新温泉町婦人会
委 員	西 村 慎太郎	新温泉町こども未来協議会
委 員	長谷坂 勝	新温泉町連合 PTA 協議会
委 員	山 本 真	新温泉町教育委員会

(委員は50音順)

アドバイザー

	山 口 創	公立鳥取環境大学講師
--	-------	------------

新温泉町総合計画策定本部

本部長	西 村 徹	副町長
-----	-------	-----

事務局（企画課）

課 長	中 井 勇 人	
係 長	谷 口 修 一	

資料6 新温泉町総合計画策定本部設置要綱

新温泉町総合計画策定本部設置要綱

平成28年4月1日訓令第5号

改正 平成31年3月20日訓令第3号

令和3年4月1日訓令第4号

(設置)

第1条 新温泉町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るため、新温泉町総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想、基本計画等の策定に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副町長をもって充て、副本部長は教育長及び総務課長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補助組織)

第6条 本部長は、本部の所掌事務を補助させるため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第4号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

牧場公園長 町参事 温泉総合支所長 企画課長 税務課長 町民安全課長
健康福祉課長 商工観光課長 農林水産課長 建設課長 上下水道課長 地
域振興課長 会計管理者 公立浜坂病院事務長 介護老人保健施設事務長
こども教育課長 生涯教育課長 議会事務局長

資料7 策定の経過

令和2年度

日 付	内 容
令和2年8月28日～ 令和2年9月15日	住民アンケート調査を実施
令和2年9月	高校生アンケート調査を実施

令和3年度

日 付	内 容
令和3年4月22日～ 令和3年5月31日	新温泉町のまちづくり提案を募集 (提案37件)
令和3年5月28日～ 令和3年6月15日	まちづくりのための団体アンケート調査を実施 (20団体から回答)
令和3年6月15日	第1回総合計画策定本部会議を開催 (策定方針等の説明)
令和3年7月2日	第1回総合計画審議会を開催 (審議会への諮問、策定方針、町の現状・課題等の審議)
令和3年7月20日	町議会（総務産建常任委員会）に策定状況等を報告
令和3年9月16日	第2回総合計画策定本部会議を開催 (前期基本計画の進捗状況検証、後期基本計画案の協議)
令和3年9月29日	第2回総合計画審議会を開催 (後期基本計画案の審議)
令和3年10月14日	第3回総合計画策定本部会議を開催 (後期基本計画案の協議)
令和3年10月26日	第3回総合計画審議会を開催 (後期基本計画案の審議)
令和3年10月28日～ 令和3年11月11日	パブリックコメントを実施 (意見11件)
令和3年11月17日	第4回総合計画策定本部会議を開催 (後期基本計画案の協議)
令和3年11月24日	第4回総合計画審議会を開催 (後期基本計画案の審議、答申案の決定)
令和3年12月2日	総合計画審議会の答申 (後期基本計画案を町長に答申)
令和3年12月10日	町議会（全員協議会）で後期基本計画案を説明
令和3年12月15日	町議会（総務産建常任委員会）に後期基本計画案を報告
令和3年12月20日	第5回総合計画策定本部会議を開催 (後期基本計画案の協議、決定)
令和3年12月20日	第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）を策定

資料8 SDGs(持続可能な開発目標)について

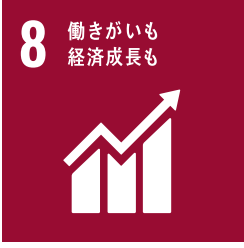
SDGsの17の目標に示される多様な項目の追及は、地域における諸課題の解決に貢献し、持続可能な地域づくりを推進するものと考えられます。

そのため、SDGsを意識して各施策・事業を推進するにあたり、後期基本計画の33の施策において、関連する目標を設定し、掲載しています。

設定にあたっては、SDGsの17の目標(目標ごとにさらに細分化された169のターゲット)は、国家として取り組むべきものなどが多く含まれ、これらの中から取捨選択し、地域の実情にあわせて落とし込むことが必要であることから、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)の資料や一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとってのSDGs—導入のためのガイドライン—」等を参考に17の目標の施策への関連付けを行っています。

17の目標達成に向けた自治体行政での取組例

	目 標	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	取 組 例	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	目 標	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	取 組 例	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	目 標	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	取 組 例	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

 4 質の高い教育をみんなに	目標 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する。 取組例 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。 取組例 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 取組例 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 取組例 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	目標 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 取組例 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用及びディーセント・ワークを推進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

	目標	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	取組例	レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	目標	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	取組例	国内及び国家間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	目標	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	取組例	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
	目標	つくる責任、つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	取組例	持続可能な消費と生産のパターンを確保する 環境負荷削減を進めるうえで持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
	目標	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	取組例	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

 14 海の豊かさを守ろう	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 197 518 347">目標</td><td data-bbox="518 197 1444 347"> 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="454 347 518 533">取組例</td><td data-bbox="518 347 1444 533"> 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。 </td></tr> </table>	目標	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	取組例	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
目標	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。				
取組例	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。				
 15 陸の豊かさを守ろう	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 533 518 719">目標</td><td data-bbox="518 533 1444 719"> 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="454 719 518 987">取組例</td><td data-bbox="518 719 1444 987"> 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。 </td></tr> </table>	目標	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	取組例	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
目標	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。				
取組例	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。				
 16 平和と公正をすべての人に	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 987 518 1173">目標</td><td data-bbox="518 987 1444 1173"> 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="454 1173 518 1357">取組例</td><td data-bbox="518 1173 1444 1357"> 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 平和で公正な社会をつくるうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。 </td></tr> </table>	目標	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	取組例	公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 平和で公正な社会をつくるうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
目標	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。				
取組例	公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 平和で公正な社会をつくるうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。				
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 1357 518 1507">目標</td><td data-bbox="518 1357 1444 1507"> パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="454 1507 518 1776">取組例</td><td data-bbox="518 1507 1444 1776"> 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化 する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO など多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。 </td></tr> </table>	目標	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	取組例	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化 する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO など多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
目標	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。				
取組例	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化 する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO など多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。				

「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」の実現に向けて

第 2 次

新温泉町総合計画

後期基本計画



発行日 令和4年3月

発行 新温泉町

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1

TEL:0796-82-3111(代) FAX:0796-82-3054

<https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>